

令和5年第4回(8月)大郷町議会臨時会会議録第1号

令和5年8月16日(水)

応招議員(14名)

1番	吉田耕大君	2番	佐藤牧君
3番	赤間茂幸君	4番	大友三男君
5番	佐藤千加雄君	6番	田中みつ子君
7番	熱海文義君	8番	石川壽和君
9番	和賀直義君	10番	高橋重信君
11番	石垣正博君	12番	千葉勇治君
13番	若生寛君	14番	石川良彦君

出席議員(12名)

1番	吉田耕大君	2番	佐藤牧君
5番	佐藤千加雄君	6番	田中みつ子君
7番	熱海文義君	9番	和賀直義君
10番	高橋重信君	11番	石垣正博君
12番	千葉勇治君	13番	若生寛君
14番	石川良彦君		

欠席議員(2名)

4番	大友三男君	8番	石川壽和君
----	-------	----	-------

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	田中学君	副町長	武藤浩道君
教育長	鳥海義弘君	参事(特命担当)	三浦光君
総務課長	熊谷有司君	財政課長	菅野直人君
まちづくり政策課長	高橋優君	復興推進課長	武藤亨介君
復興推進課技監兼			
地域整備課技監	門脇匡哉君	税務課長	小野純一君
町民課長	千葉昭君	保健福祉課長	伊藤義継君
農政商工課長	片倉剛君	参事兼地域整備課長	鎌田光一君
会計管理者	遠藤龍太郎君	学校教育課長	角田倫明君
社会教育課長	赤間良悦君		

事務局出席職員氏名

事務局長 千葉 恭啓 次長 相澤 幸子 主事 上杉 琉日

議事日程第1号

令和5年8月16日（水曜日） 午後2時30分 開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第55号 請負契約の締結について

本日の会議に付した案件

議事日程と同じ

午後 2時 30分 開会

議長（石川良彦君） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和5年第4回大郷町議会臨時会を開会いたします。

それでは、直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。ここで町長より御挨拶をいただきます。

町長（田中 学君） 皆さん、こんにちは。

臨時議会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに令和5年第4回大郷町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては何かと御多用の中、御出席を賜り誠にありがとうございます。

8月中旬となりましたが、毎日のように暑い日が続いております。熱中症に気をつけてくださるよう、防災無線等を使った呼びかけを行っているところであります。

このたび、台風7号で鳥取県など甚大な災害が発生してございます。被災地の皆様にお見舞いを申し上げたいと思います。

新型コロナウイルス感染症状況につきましては、5月8日の5類移行後、全国的に感染者数が増加傾向にございます。引き続き感染対策をしっかりとして、感染拡大しないように気をつけてまいりたいと考えております。

さて、本日御提案申し上げます議案は、一般議案として請負契約の締結についてでございます。

以上、御提案させていただきます議案につきまして、よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げ、御挨拶といたします。よろしくようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で町長の挨拶を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により、6番田中みつ子議員及び7番熱海文義議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（石川良彦君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 議案第55号 請負契約の締結について

議長（石川良彦君） 日程第3、議案第55号 請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。農政商工課長。

農政商工課長（片倉 剛君） 皆さん、こんにちは。

議案第55号 請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

議案書1ページを御覧ください。

議案第55号 請負契約の締結について

次のとおり請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年大郷町条例第8号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 令和5年度大郷町テレワーク施設整備事業 |
| 2 | 契約の方法 | 随意契約（公募型プロポーザル方式） |
| 3 | 契約金額 | 一金 79,000,000 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
7,263,636 円) |
| 4 | 契約の相手方 | 仙台市若林区卸町2丁目5番地7
株式会社 T - p l a n |

令和5年8月16日提出

大郷町長 田 中 学

議案第55号につきましては、令和5年度大郷町テレワーク施設整備事業の請負契約の締結に当たり、工事の予定価格が5,000万円以上となりますことから、地方自治法並びに条例の定めるところにより、議会の議決を求めるものでございます。

初めに概要を説明いたします。

改修場所でございますが、大郷町集合宿泊施設（パストラル縁の郷）内の集合宿泊施設、交流・研修施設、歴史資料館及び屋外交流施設。

改修内容でございますが、集合宿泊施設は客室7部屋をサテライトオフィス3部屋、会議室1部屋に、交流・研修施設は既存の木造の蔵の劣化対策改修、屋外交流施設は既存のバーベキュー施設等を撤去し、コワーキングスペース等に改修、高度W i - f i 設備設置。

対象延べ床面積につきましては、集合宿泊施設が635.25平方メートルのうち95.23平方メートル、交流・研修施設及び歴史資料館が118.73平方メートルのうち86.42平方メートル、屋外交流施設が149.05平方メートルのうち149.05平方メートル。

履行期間につきましては、議決された日の翌日から令和6年2月29日まで。

主な参加条件につきましては、主たる本社または営業所が宮城県内にある者。コンソーシアムの場合、構成員のいずれかが日本国内に本社または営業所を有していること。平成25年度以降に本事業に類する事業を国または地方公共団体、民間企業等から1件以上受注した契約実績があること。また、複合施設を扱う設計者及び工事につき、複合施設を取り扱える団体及び協会に属している者、または同等の施工実績がある者でございます。

公募型プロポーザル提案意向申請書に基づき、選定委員会を令和5年7月21日に開催し、事業者の選定を行いました。令和5年8月10日付で請負仮契約の締結をしたところでございます。

以上で議案第55号、請負契約の締結についての提案理由の説明を終了いたします。

議長（石川良彦君） 課長。議案書の……。

農政商工課長（片倉 剛君） すいません、訂正をいたします。議案書1ページの契約金額であります、金額、一金7,990万円でございます。訂正のほうよろしく願いいたします。

以上で説明を終了いたします。御審議の上、御可決賜りますようお願いいたします。

議長（石川良彦君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。ないですか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） それではですね、まずこの公募型プロポーザル方式を採用した理由についてもう一度お聞きしたいと思います。それから本プロポーザル実施の目的として、令和5年度の大郷町テレワーク施設整備事業を委託するに当たり、広く提案を募り、透明性の確保を図りつつ、この事業に最も適した者を契約候補者として選定するということになっておりますが、何社が応募され、今回締結に至ったのか改めてお伺いしたいと思います。

また、公募者である企業は企画提案書を町が求めて、それに応える形で応募の理由並びに大郷町の観光PRポイント等課題についてどのように把握しているのかなどについて、その提出を求めたいと思います。答弁も含めて提出を求めます。

またですね、先ほど全協ではこの施設については町民とのつながりどうなっていくのかという質問に対して町長は、町民がばんばん使えるものだということで、議員も使ってほしいということでしたが、町民が使う場合の実施要綱についてどのような内容になっているのか改めてお聞きしたいと思います。以上です。

議長（石川良彦君） 答弁願います、農政商工課長。

農政商工課長（片倉 剛君） お答え申し上げます。プロポーザルの採用理由というところでございますが、提案内容と提案金額の総合判断によって契約者を定めることができる、幅広く公平性を保つことができるという

こと、最も適した提案書を提示した提案者を選択するための方法であるというところでございます。

2つ目でございますが、何社応募したかというところでございますが、4社から質問が、問合せはございましたが、結果1社からの応募というところになっております。

続きまして、町の観光PRというところでございますが、企画書の中で施設環境の改善、本町の経済発展、文化観光の振興というところで、その様々なことを取り組んでいくことが重要であるということで提案書をいただいております。また飲食施設や宿泊施設を併設してある縁の郷、地場産品を扱う道の駅おおさとなど、中粕川地区などもPRしていきたいということで提案いただいております。

あともう一つ、実施要綱でございますが、まだ実施要綱の整備には至っておりませんで、これから整備していく、料金等も含めて整備していく予定となっております。

議長（石川良彦君） 千葉議員。

12番（千葉勇治君） 前後しますが、そうしますと町民がこのテレワーク、今回のいわゆる事業について施設整備したことにおいて町民も使えるということで、何らかの方法でそれは可能だということで理解していいんですね。その実施要綱を今から定めていくということで、町民が誰でも参加できると、使えるということで私は理解したいと思いますが、それについて改めて確認しておきたいと思います。

それから、このプロポーザル方式というのは本来ですね、1社だけの場合には本来の目的である、いわゆる企画内容を競い合うというこの趣旨からして、競い合う方式になっていないということで、なぜもう少し時間を置いてでももう1社、せめて競い合う形の期間を置いてもよかったのではないかと、そのように考えるんですがどうなんですか。さらにはですね、前回の本来の予定では8月の3日に仮契約をして、9日にはこの提案が、いわゆる審議されるという予定でしたが、それが延び延びになったと。私から思えば8月3日に仮調印するということは、何らかの形で既に本来のいわゆる納金なり、契約であった納金なりが納まっていたものと考えerわけですが、町長の答弁では金が納まっていなかったという話もありました。私から見ればそれは本当に執行部の手落ちではないかと私は思うんですよ。そういう点で、二度とそういうことを繰り返さないようにするためにもですね、今回のその経過について、いきさつについてお聞きしておきたいと思います。

それからですね、先ほどの公募についての、応募内容、観光のPRとか、それから目的、あるいは応募した理由、観光PRポイント、課題ですね。この辺についてなんかもう少し詰めた、具体的には大郷をこうしていきたいという具体的な内容がなかったのか。なければならないでそれでは、いわゆる公募型のプロポーザル方式にはあまりにもかけ離れた契約内容ではないかと思うんですが、その辺について答弁願いたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います、農政商工課長。

農政商工課長（片倉 剛君） まず1つ目でございますが、この施設は町民の方誰でも使えるというところで間違いはございません。2個目につきましては、今回1社だけでしたが、選定委員会の中で項目ごとに点数をつけて、その点数が合格点のほうになっていたので採用というところになっております。もう1社来るまで待っていたらというお話もございしますが、選定委員会を設定してありますので、そちらのほうで決定させていただきました。

続きまして仮契約のお話でございますが、一度契約をするというところで契約保証金のほうの納付のことを契約書には書いてあったんですが、事業者のほうでちょっと勘違いしたところもありまして、私のほうの指導というかお話もうまく伝わっていなかったのかと思いますが、受託者のほうでは議決後に納付すればいいというふうにちょっと勘違いしているところがありまして、納付されなかったと。ただしその理由をただして、あと8月の10日に即入金されておりますので、そこも問題なく納付されてございます。

あと提案の理由のところでございますが、応募した理由といたしましてこのプロジェクトを魅力あるものにしたいと。また自社のビジョンに合致しているというところ。あとこの受託者側がデザイン、設計、設計力で魅力ある提案をしていきたいというところで提案をいただいております。

議長（石川良彦君） はい、千葉議員。

12番（千葉勇治君） 今回のね、そのT-p l a nという会社がね、大郷のまちづくりについて具体的にどのような内容なのか、具体的には何もないんですか。やっぱりこの会社は本当に、いわゆる縁の郷のテレワーク工事をするに当たり、大郷がますますいわゆる定住化に進んでいくと、具体的にどのような内容の提案なのか。ただ定住化に努めるとか、何だ云々って、これでは私たちの当初の説明から域を脱していないと。もっ

と突っ込んだ内容があつてしかるべきではないかと思うんですよ。それなぜそこに我々委員会としては追及しなかったのか。点数云々と言っておりますが、果たしてどういう点数がそこには加味されているのか全然見えないんですが、そういう点でまちづくりについてですよ、縁の郷のいわゆるテレワーク実施が本当に定住化につながるような、具体的な何か魅力ある発信があつてもよかつたのではないかと思うんですが、何もないと、今の答弁で聞いています。そのことについてお聞きしたいと思います。

それから実施要綱を、町民が誰でも使えるようにするということでの実施要綱を定めるということでございますが、いつ頃までにそれが可能なのかお聞きしておきたいと思ひます。

それからですね、私いわゆる契約について、8月3日の日にね、仮契約するということはそれなりに3日の日までは町として手順を踏んで、いわゆる予納金ですか保証金ですか、それも入った段階、入っているということで3日の日に契約、仮契約して、そして9日の議会に臨むということだつたと思うんですよ。3日から9日までの間にかつた日数あるわけですよ。その期間に何だと、何してるんだということが私思うんですよ。その間に気づくべきだつたと、それが当日の臨時議会になつて、初めてこれを却下しますというような、そんなことがあつていいのかと、初めてです私思つて、26年間議員やつてますがね。そこについて、ですから今回は仕方なくても二度とそういうめくら判こ押して進めるようなことのないように、しっかりと事務局なりトップも考へてほしいと思ひます。

ですからそこについてもっと詳しくですね、どういう経過があつてこうだつたんだと、もう少し詳しく、二度としないようにするというその誓いの言葉などもあればですね、ぜひ私は今後につながるものかなと思ひます。その辺含めて答弁願ひたいと思ひます。以上です。

議長（石川良彦君） 答弁願ひます、農政商工課長。

農政商工課長（片倉 剛君） お答えいたします。まず1つ目の御質問でございますが、今回はハード事業のことになつておりますので、ソフト事業につきましては、今後ですね、サテライトオフィス活用推進事業委託事業の中で、企業誘致とかをするホームページを作るとか、あとはテレワーク施設を紹介したりしていくPR動画を作成してPR活動をしていくというところでございます。

2つ目でございますが、実施要綱いつまでというところでございますが、まだ策定への準備段階でございます。早いうちにつくれるようにやっていきたいと思っております。

また、仮契約の問題でございますが、ちょっと認識不足というかそういうところもございましたが、今後はそういったことがないように努めてまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。9番和賀直義議員。

9番（和賀直義君） 結構大がかりな工事かと思われ。この工事の期間中ですね、営業、縁の郷の営業はどのようになるのでしょうか。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（片倉 剛君） お答えいたします。今後の工期というところでございますが、まずは設計を10月までには完了いたしまして、その後工事となります。工事はエリアを分けて、交流施設、コワーキングスペース、サテライトオフィスの順に工事をしていきますが、宿泊棟の工事につきまして、利用者の少なくなる冬季間を利用して工事したいと思っております。またあの、宿泊棟は完全に閉鎖するのではなく、事業者と相談しながら安全を確保した上でお客さんを受け入れていこうと思っております。以上です。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。13番若生 寛議員。

13番（若生 寛君） 9日、8月9日の日にですね、撤回した資料があります。その中で9日の段階では見積提出日8月1日となっているわけなんです。それで今回の見積提出日、8月3日と変更になっているわけなんです。この辺どういう理由で変更になったのか。普通見積提出が1日にされなかったら資格がなしということで失格になると思うんですが、その辺何でこう、見積提出日延ばしてまでこのT-p l a nの会社にまた発注したのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思っております。

あとですね、業者、法人の調査についてですね、こうやって何千万の仕事をお願いするに当たって、この法人の調査というのは必要かと思うんです。それ、その調査した結果どうなのか、問題ないからこうやってやっていると思うんですが。どこでどこに頼んでどのような調査をしたのかお聞きしたいと思っております。

議長（石川良彦君） 答弁願います、農政商工課長。

農政商工課長（片倉 剛君） お答えいたします。見積書のほうでございますが、業者のほうから再提出していただいたというところでございます。

あと法人の調査につきましては、調査自体はかけておりませんが、決算書等の資料ございますので、そちらのほうで調査させていただきました。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

13 番（若生 寛君） 再提出ってどういう意味なんですか。数字合わせでもしたんですか。なんかそういう誤解されるようなことは問題だと思うんですが。何で再提出だったのか、その辺もう少しはっきり教えてもらわないと。なんか数字合わせのこの見積価格でこう、最後 364 円って半端が出て、その中で消費税が云々でなんか無理やり数字合わせたような数字なんです。その辺選定委員会やったわけなんですけど、その辺本当に問題なかったんですか。そこも確認しておきたいと思います。

また法人の調査についてさ、もう少し詳しくどういう調査だったんだか教えてください。

議長（石川良彦君） 答弁願います、農政商工課長。

農政商工課長（片倉 剛君） お答えいたします。数字合わせとかそういうものは全然しておりませんで、全く問題があるようなことはしていないと思っております。

また調査につきましては決算書、あとは納税証明書等の提出をいただいておりますので、そちらのほうで調査ということにさせていただいております。

議長（石川良彦君） はい、ほかにございませんか。赤間茂幸議員。

3 番（赤間茂幸君） 全員協議会でも説明は受けたんですけど、設計業務と直接工事費、7,990 万と。工期そのもの全体事業費で 3 月現在で 9,000 万と。残りは施設の備品購入費だよということですけども、この備品購入費は現在の物価高で 1,000 万で済むのかどうか、その辺の見積りをどのようにお考えかまずお聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（片倉 剛君） お答えいたします。備品購入の 1,000 万でございますが、備品に関してはこれから品物というか、見定めて購入してまいりますので、予算内で収まるような形にしていきたいと思っております。

議長（石川良彦君） 赤間茂幸議員。

3 番（赤間茂幸君） あとですね、宿泊施設の 7 部屋、これをサテライトオフィス 3 部屋と会議室 1 部屋に改修しますよということなんですけど、今の縁の郷ですと和室 4 室で、あと和室 3 名が 8 室、洋室が 14 室、洋室 2 名が 17 室ということで 23 部屋あります。ということは、この和室、

洋室どちらをまず改修するのか、それで和室、洋室何名程度、何室程度今後泊まれるのか、その辺ちょっと説明お願いします。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（片倉 剛君） お答えいたします。まず現在の部屋の数でございますが、宿泊 21 部屋というふうになっております。それで今回の改修につきましては洋室のほうを改修いたします。洋室を改修するんですが、そのあと洋室のほうで泊まれる数っていうのが 10 名は泊まれるということになっております。以上です。

議長（石川良彦君） はい、赤間茂幸議員。

3 番（赤間茂幸君） 洋室のほうを改修すると、で 10 名泊まれると。和室のほうはじゃあ改修しないという考えでよろしいですか。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（片倉 剛君） お答えいたします。和室のほうは改修はいたしません。

議長（石川良彦君） 赤間茂幸議員。

3 番（赤間茂幸君） ではその間和室のほうで宿泊等は、まあ冬場に、利用者が少ないときに改修しますよという話でしたが、和室を使いたいという、例えば要望があった場合、冬場でもそれは貸出しというか受け付ける準備はあるんですか。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（片倉 剛君） お答えいたします。和室のほうは常に使える状態になってございます。以上です。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第55号、請負契約の締結についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって本案は原案どおり可決
されました。

議長（石川良彦君） 以上をもって本臨時会に付議された事件の審議は全部終
了いたしました。

これにて令和5年第4回大郷町議会臨時会を閉会といたします。

大変御苦労さまでした。

午 後 2 時 5 9 分 閉 会

上記の会議の経過は、事務局長 千葉 恭啓の記載したものであるが、
その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員